

男鹿市告示第138号

男鹿市市民サービス窓口設置運営要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月1日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市市民サービス窓口設置運営要綱の一部を改正する告示

男鹿市市民サービス窓口設置運営要綱（令和4年男鹿市告示第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(取扱事務)</p> <p>第6条 いとく窓口で取り扱う事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 課税証明書及び非課税証明書の交付に関するこ と。</p> <p>(6)～(16) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(取扱事務)</p> <p>第6条 いとく窓口で取り扱う事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>市民税県民税所得</u>課税証明書及び非課税証明書の 交付に関するこ と。</p> <p>(6)～(16) (略)</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和7年12月1日から施行する。